

令和８年度「介護サービス情報の公表」報告・情報公表計画

1 計画の基準日

令和８年１月１日

2 計画の期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの１年間

3 報告の対象となる事業所

- (1) 計画の基準日前の１年間に於いて、介護報酬の支払いを受けた金額が１００万円を超える事業所のうち別紙１に定めるサービスを提供する事業者
(令和８年度介護サービス情報の報告対象既存事業所一覧(別紙２)のとおり)
- (2) 新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業所のうち別紙１に定めるサービスを提供する事業者

ただし、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者は報告対象外となります。

4 事業所ごとの報告の提出先

介護サービス情報報告システムにより報告を行う。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/24/>

5 事業所ごとの報告の提出期限

令和８年１１月３０日

6 事業所の調査の実施

三重県介護サービス情報の公表制度における調査の実施に関する指針（別紙３）に定めるとき。